

広島県建築士会福山支部規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は社団法人広島県建築士会福山支部（以下支部という）という。

(事 務 所)

第2条 本支部は事務所を福山市におく。

(地域ならびに構成)

第3条 本支部の地域は次の区域とする。

福山市 府中市 神石郡

2 本支部は上記地域に住所または勤務先を有する広島県建築士会（以下本部という）の正会員、賛助会員をもって構成する。

3 各区域には分会を設置することができる。

(事 業)

第4条 本支部は本部の定款に規定する目的ならびに会務に準拠して、必要な事業を行う。

第2章 役 員

(役 員)

第5条 支部に次の役員をおく。

支部長 1名

副支部長 若干名

幹 事 若干名（うち若干名を常任幹事とする）

監査役 2名

(役員を選任)

第6条 支部長は支部に所属する本部理事のうちから支部の正会員の選挙によって決める。

2 幹事および監査役は支部会員のうちから支部正会員の選挙によって決める。

3 副支部長、常任幹事は、支部長が幹事の中より選定して、幹事会の承認を得て指名する。

4 選挙の方法としては、投票によるほか選考委員の推薦によることができる。

(役員の仕事)

第7条 支部長は支部を代表し、会務を掌理し、総会および幹事会の議長となる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときにはその職務を代行する。

3 幹事は会務を審議し、常任幹事は幹事会の議決に基づいて会務を執行する。

4 監査役は出納会計に関する監査を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。

2 補充による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期满后でも、後任者の就任まではその職務を行う。

(顧問および相談役)

第9条 支部に顧問および相談役をおくことができる。

2 顧問、相談役は幹事会の承認を得て支部長が委嘱する。

3 任期は2年とし、支部役員に就任したときにはその位置を退くものとする。

4 顧問、相談役は会務の重要事項につき支部長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は支給しないものとする。ただし、会務のための旅費その他の経費は、その実費を支給することができる。

第3章 会 議

(総 会)

第11条 通常総会は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に支部長が招集して開く。

2 臨時総会は幹事会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上から請求のあったとき支部長が招集して開く。

(総会の通知)

第12条 総会の招集には、7日以前にその日時、場所および議題を会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は次の事項を議決または承認する。

1. 役員の仕事

2. 支部規程の変更

3. 事業計画および収支予算の承認

4. 事業報告、収支決算および財産目録の承認

5. その他幹事会で必要と認めた事項

(総会の議決)

第14条 総会は支部会員の5分の1の出席によって成立する。

2 総会の議決は出席会員の過半数で決し、可否同数のと

きには議長が決める。

- 3 支部の規程を変更するには、出席会員の4分の3以上の同意を必要とする。

(総会の議決権)

第15条 会員はそれぞれ1個の議決権を有する。

- 2 議決権の行使は他の出席会員に委任することができる。
- 3 前項による委任は出席とみなす。

(議事録)

第16条 総会の議事は議事録にこれを記載し、議長および議長指名の出席会員2名がこれに署名、捺印する。

(幹事会の構成、任務)

第17条 幹事会は、支部長、副支部長および幹事をもって構成する。幹事会は支部長が招集し、支部に関する事項を審議議決する。

(幹事会の議決)

第18条 幹事会の議決は、幹事の過半数が出席し、その出席幹事の過半数をもってする。可否同数のときは議長が決める。

第4章 会計

(経費および経理)

第19条 支部の経費は、支部会費、賛助会費、本部からの支部交付金、支部基金、寄附金または事業から生ずる収入で支弁する。

- 2 寄附金を受けるときには幹事会の承認を要する。

(収支決算)

第20条 収支決算および財産目録は毎年会計年度終了後

- 2ヶ月以内に監査をうけ、その意見を付して総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第21条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 委員会および事務局

(委員会)

第22条 支部事業活動の円滑をはかるために必要な委員会を設けることができる。

- 2 委員会の設置または廃止は幹事会が決める。
- 3 委員は幹事会の承認を経て支部長が委嘱または解嘱する。

(事務局)

第23条 支部の事務を処理するため事務局を設けることができる。

- 2 事務局には有給職員をおくことができる。

- 3 事務局の職制ならびに職員の選任給与等に関しては支部長が幹事会に諮ってこれを定める。

第6章 雑則

(細則の設定)

第24条 この規程の施行に必要な細則は幹事会の議決を経て支部長が別に定める。

第25条 この規程で明示していない事項については、本部分款ならびに規則に定めるところによる。

(儀礼)

第26条 当支部会員が死亡した場合には、下記基準により儀礼を尽くすものとする。

1. 本人死亡の際 香典 5000円 (及び弔電)
2. 賛助会員は正会員に準ずる。

(但し代表者に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、幹事会において承認を得たものに対しては、前項に準じて儀礼を尽くすことができる。但し緊急やむをえないときは、支部長もしくは副支部長がこれを執行し、事後幹事会の承認を得ることを要する。

(表彰規定)

第27条 表彰規定に該当する会員を、その年度の総会において表彰し、その功績をねぎらう。

1. 役員を通算10年以上務めた会員で幹事会の承認を得たもの。(以後20年、30年…と10年単位とする)
2. 支部長については上記に限らず辞任の時期とする。
3. 上記以外であっても特に功績を残し、推薦されたもので幹事会の承認を得たもの。

附 則

この規程は昭和53年7月8日から施行する。

附 則

この規程は平成11年5月15日から施行する。

附 則

この規程は平成17年5月22日から施行する。

附 則

この規程は平成 18 年 5 月 14 日から施行する。